

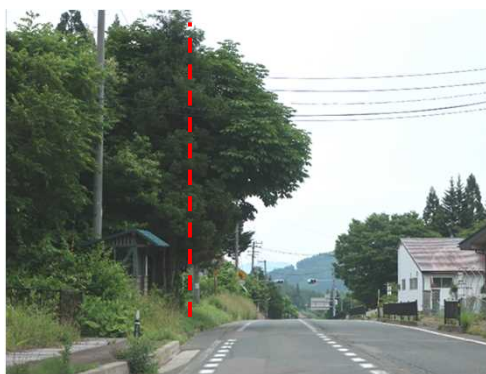
道路まではみ出している樹木等の伐採のお願い

民有地から樹木等が道路(歩道や車道)にはみ出している場合は、歩行者や車両の走行に支障になりますので、樹木の伐採や剪定をお願いします。

樹木が道路(歩道や車道)にはみ出していると次のような危険があります。

1. 歩行者が怪我を負う恐れがあります。また、歩道を歩くことができなくて車道を歩くことになり、交通事故発生の恐れがあります。
2. 走行する車両が枝などに接触し、壊れたり傷ついたりする恐れがあります。
3. 道路標識が樹木等で隠れることにより、運転の妨げになり交通事故発生の原因となることがあります。
4. 樹木に雪が積もり、その重みで道路(歩道や車道)に倒れたり、枝に積もった雪が落下し、歩行者や走行中の車両と衝突する恐れがあります。
5. 樹木が枯れていたり、傾いている場合も風や雪で倒れる恐れがあります。

道路(歩道や車道)に、**民有地からはみ出した樹木や倒木によって被害が発生した場合は、樹木の所有者が損害賠償等の責任に問われる**場合があります。



伐採や剪定の作業をする際、交通に危険が及ばないように交通を規制したり、斜面からの落石が道路上に転がり落ちたりしないように防護処置が必要な場合がありますので、下記の**出張所まで連絡されたうえで、作業されるようお願い**いたします。

出張所名	電話番号	管理区間
水沢国道 維持出張所	0197-24-2187	国道4号 宮城県境～花巻市二枚橋
盛岡国道 維持出張所	019-636-0018	国道4号 花巻市二枚橋～盛岡市寺林
二戸国道 維持出張所	0195-23-3366	国道4号 盛岡市寺林～青森県境
盛岡西国道 維持出張所	019-687-5888	国道46号 盛岡市津志田～仙岩トンネル岩手側坑口